

大田区景観審議会（第15回）

目 的	<p>1. (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について</p> <p>2. 令和4年度景観計画運用状況及び景観アドバイザー制度の実施状況について</p> <p>3. 令和5年度景観まちづくり賞について</p>
日 時	<p>令和5年3月24日(金)</p> <p>開会 15時00分</p> <p>閉会 17時03分</p>
場 所	大田区役所本庁舎11階 第3・第4会議室
委 員	<p>欠 有賀 隆 ○ 大澤昭彦 ○ 杉田早苗</p> <p>○ 杉山朗子 ○ 二井明佳 ○ 野原 卓</p> <p>○ 樋口幸雄 ○ 岩下充博 ○ 柳沢重幸</p> <p>○ 平澤芳雄 ○ 川尻幸由 ○ 加藤芳夫</p> <p>○ 喜多河康二 ○ 鈴木邦成</p> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>
出 席 幹 事	<p>まちづくり推進部長(西山)</p> <p>都市計画課長(瀬戸)</p> <p>まちづくり計画調整担当課長(浅野)</p> <p>拠点整備第一担当課長(濱田)</p> <p>都市基盤管理課長(保下)</p>

傍聴者 0 名

議 事	<p>報 告 (1) (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について (2) 令和4年度 景観計画運用状況及び景観アドバイザー制度の実施状況について (3) 令和5年度景観まちづくり賞について</p> <p>事務連絡 (1) 次回の大田区景観審議会について (予定)</p>
議決事項	
<p>その他</p> <p>配布資料 資料1 (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討状況について 資料2 景観・まちづくりの方針等に関する今後の進め方について 資料3-1 令和4年度景観計画の運用状況について 資料3-2 令和4年度大田区景観アドバイザー会議の実施について 資料4 公共施設の景観誘導について 資料5 第4回大田区景観まちづくり賞の実施について 参考資料1 第14回大田区景観審議会の書面開催における主な意見及び区の回答 参考資料2 大田区景観審議会委員名簿 参考資料3 大田区景観条例(抜粋)</p> <p>参考用意 グリーンプランおおた 道路整備計画のあらまし 大田区景観計画概要版 第3回大田区景観まちづくり賞</p>	

午後 3 時 00 分開会

事務局 定刻となりましたので、会を始めさせていただきます。

ただいまより、第15回大田区景観審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、大田区まちづくり推進部都市計画課、岸本でございます。よろしくお願いいたします。

座ったまま失礼いたします。

本日、会議の形式についてご案内いたします。3年ぶりということになりますけども、本日、活発な議論をお願いしたいということで、対面にて会議を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の運営ということでございます。

人々の動きもコロナ禍前の水準まで大分回復してきたところでございますけども、今審議会についてはマスク着用ということで、進行を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の議事録作成、録音ということでございます。

議事録作成のために、録音あるいは会議の状況の撮影等々、速記も含めてさせていただいてございますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事概要につきましては、後日、区のホームページに公開を予定してございます。

まず初めに、今年度最初の景観審議会でございますので、大田区まちづくり推進部長、西山のほうからご挨拶申し上げます。

西山幹事 皆様、こんにちは。久しぶりに対面での景観審議会の開催ということで、お忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

今回対面での開催ということで、これまで進めてきた大森の八景坂の景観形成重点地区の景観の視点からのまちづくり、併せてこれまでも数回検討を重ねてきております景観まちづくり賞について、区としての考え方を説明させていただいて、委員の皆さんからご意見を頂戴しながら、意見を受け止め、区として進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、参考までに、今年度、大田区みどりの基本計画を、本年3

月に改訂したところがございます。概要版として大まかな内容をまとめました。景観とも密接に関係するまちづくりの計画でございますので、参考として配付させていただきます。

あと、後ほど担当の課長のほうからもご説明させていただきますが、先ほど申しあげました池上駅前都市計画道路の拡幅整備、事業認可に向けて、現在手続を進めているところでございますので、あわせて情報提供させていただきながら取り組んでいきたいと思っておりますので、委員の皆様から忌憚ないご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、本日の出席者のご紹介でございます。本日の資料に添付してございます参考資料2、かなり後ろのほうの資料でございますけども、ご覧をいただければと思います。クリップ止めでお送りさせていただいたもの。後ろから2枚目、参考資料2ということでございます。景観審議会委員の名簿をつけさせていただいております。学識経験者の方6名、関係団体の構成員の方5名、区民の委員の方3名ということで、資料の配付で、紹介に代えさせていただきます。ご確認をお願いします。

なお、有賀隆委員につきましては、本日本体調不良ということで欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、審議会に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前に送付さしあげたところでもございますが、改めての確認をさせていただきたいと思っております。

まず一番最初、次第でございます。A4の1枚の資料でございます。

続きまして、資料1（仮称）大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討状況について、ピンク色の帯の資料が3枚の資料でございます。

続きまして資料2、大森八景坂景観形成重点地区 景観・まちづくりの方針等に関する今後の進め方ということで、1枚の資料でございます。

続きまして、資料3-1、令和4年度大田区景観計画の運用状況について、1枚ものでございます。

続きまして、資料3-2、令和4年度大田区景観アドバイザー会議の実施について。

続きまして資料の4としまして、2枚の資料になってございますけども、公共施設の景観誘導についてでございます。

続きまして資料5、大田区景観まちづくり賞の実施についてということで、カラー2枚の資料でございます。

あと参考資料といたしまして、これ1年前になります、第14回大田区景観審議会の書面開催における主な意見と区の考え方ということで、資料としましては6ページの資料になってございます。

続きまして参考資料2、先ほどご覧いただきました大田区景観審議会の委員の名簿ということでございます。

最後、参考資料3、大田区景観条例（抜粋版）ということで、1枚の資料でございます。

ここで、本日、資料の差し替えがございまして、委員の皆様の机上に配付させていただいておるんですが、資料3-1及び資料5につきましては、事前配付資料に一部誤記がありましたので、本日机上で配付させていただいた当日資料と右肩に書いてあるものがあるかと思うんですが、それに資料3-1及び資料5についての差し替えをお願いしたいと思います。

あと、机上の配付資料といたしまして、先ほどお話ございましたグリーンプランおた。

続きまして、茶色の資料でございます。道路整備計画のあらましというもの。

続きまして、大田区景観計画（概要版）、青い資料でございます。

最後になります。第3回大田区景観まちづくり賞のパフレット。以上パフレット類、当日の今の配付ということで、4点ございます。

資料の過不足、不足等は皆様大丈夫でしょうか。

そのまま進めさせていただきます。

今回、3年ぶりの対面での景観審議会ということもございますの

で、ご審議いただく前に、大田区の景観条例で定めている今回の景観審議会の規定について、簡単にご説明、おさらいをしたいと思います。

資料でつけさせていただいているものの一番最後になります。参考資料3、黄色の帯が入っている資料があらうかと思えますけども、そこをご覧いただきながら、簡単にご説明をさせていただきたいと思えます。

大田区の景観計画については、景観法及びこの大田区の景観条例を根拠として取り組んでおるところでございます。大田区景観審議会では、条例の中段にあります、第24条の2項で「区長は景観形成重点地区の決定を行う場合は、あらかじめ景観審議会に意見を聴かなければならない」。あるいは「区長が例えば景観まちづくり賞などの表彰を行う場合については、あらかじめ景観審議会の意見を聴くことができる」と定めるようなところがございます。

本日、報告事項とさせていただいております大森八景坂景観形成重点地区の検討及び令和5年度景観まちづくり賞につきましては、今後景観審議会の諮問をいただいて、区として決定していくことになってございます。

大田区景観条例の説明は、簡単に以上とさせていただきます。

それでは、ここからの議事につきましては、野原会長に進行をお願い申し上げます。野原会長、よろしくお願いいたします。

野原会長 皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。久々の対面の景観審議会ということで、ぜひ闊達な意見を。こんなにお花満開ですので、本当は外でお花見しながら景観審議会やりたいなんて思うぐらいですけど、残念ながら部屋の中ではございますが、でも重要な案件がございますので、ぜひ闊達なご意見のほう頂戴したいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立って、本日の審議会の成立及び傍聴につきまして、事務局よりご報告のほうよろしくお願いいたします。

事務局 本日の審議会の成立につきまして、ご報告申し上げます。

審議会の成立要件としましては、大田区景観条例施行規則第30条第6項において、「審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議

を開くことができない。」ということで規定がございます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員14名のうち、出席13名、欠席1名ということで、定足数を満たしてございます。

なお、本日の傍聴の申込みについては、申入れがないという状況でございます。

報告は以上でございます。

野原会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からご報告がございましたとおり、定足数に達しておりますので、本審議会は成立ということでよろしく願いいたします。

ここで、第15回大田区景観審議会の開会を宣言いたします。

傍聴人がいないということですので、本日はお手元の議題につきまして、まず事務局より報告をお願いしたいと思います。

事務局 表紙の次第のほうをご覧いただきたいと思います。

本日の議事内容につきましては、1点目、(仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について。

2点目としまして、令和4年度景観計画運用状況及び景観アドバイザー制度の実施状況について。

最後に、令和5年度景観まちづくり賞について。

以上、報告事項3件となります。

野原会長 それでは、次第に沿って議事進めていきたいと思います。

2番報告の(1)ですね。報告案件の1番目です。(仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討についてということで、こちら事務局からご説明のほうよろしく申し上げます。

事務局 都市計画課計画調整担当の内田と申します。着座にて説明させていただきます。

右上に資料1と記載のあるA4横、ピンク色の資料ですね。「大森八景坂地区景観形成重点地区指定に向けた検討状況について」と記載のある資料をご覧ください。

大田区では、景観法に基づき、平成25年10月に、本日机上配付しております大田区景観計画を策定し、届出制度などを活用し、区内の良好な景観形成の誘導を図っています。

区ではこれまで、空港臨海部、国分寺崖線、多摩川、呑川、洗足池の5か所を景観形成重点地区に指定し、重点的に景観づくりを進めてまいりました。例えば国分寺崖線景観形成重点地区では、配置、形態、意匠、色彩などに景観形成基準を設け、区民、事業者と配慮する事項を共有し、田園調布のイチョウ並木や緑豊かな住宅地などの歴史ある街並みを生かした景観づくりを進めてきました。こちらについては、本日机上配付しております大田区景観計画（概要版）にも記載がございます。

大森駅西口周辺では、平成30年度に大森駅西口周辺の都市基盤施設整備方針を策定し、この整備方針で定めた都市基盤施設の整備に向けて、補助28号線、通称池上通りと大森駅西口広場の都市計画事業に着手してまいります。この都市計画事業を機運とし、地元の大森八景坂地区まちづくり協議会から、景観形成重点地区指定の提案を受けております。

区では、景観形成重点地区の指定に当たり、指定範囲や景観形成の目標・方針及び基準について検討を行いました。さらには、景観審議会専門部会では、大森八景坂地区まちづくり協議会と現地のまち歩きを実施し、意見交換を行うなど、当該地区における課題の共有などを行いました。

本日は、このような経過を踏まえた大森八景坂地区の景観形成重点地区指定に向けた検討状況について、ご説明させていただきます。なお、大森駅西口周辺のまちづくりについては、後ほど担当課から具体的な内容などをご説明させていただきます。

資料1、1ページ目左側ですね。1番、大森八景坂地区における景観計画の目的、基本方針をご覧ください。

まず、前提として、大森駅周辺のまちづくりの方向性は二つございます。

一つは、地域のまちづくりの機運の高まりに合わせ、景観形成に向けた誘導の方策を検討すること。

もう一つは、区の上位計画である大森駅周辺地区グランドデザインで示している、まちの将来像や基本方針、目標を達成することです。

これらのまちづくりの方向性を踏まえ、景観計画の目的及び景観・まちづくりの方針をまとめています。

景観計画の目的は、「歴史・文化、坂、緑及び商店街などで構成される大森八景坂地区における景観形成の目標・方針・基準を設ける、地域特性を活かしたきめ細かい景観誘導を図る。」です。

景観・まちづくりの基本方針は、「大森駅周辺の公共施設の整備により安全安心で魅力ある景観を構築する。低層部の設えなどの景観誘導により商店街の活性化を図る。歴史・文化、緑を継承・活用した住環境の整備により、まちのブランド価値の向上を図る。」です。

続きまして、資料1、1ページ目下側の2、重点地区指定に向けたスケジュールをご覧ください。

区ではこの2年間、コロナ禍による影響を踏まえ、景観施策を進めてまいりました。直近2年間は、年1回、書面形式により景観審議会を開催しておりましたが、昨今の情勢や大森駅西口のまちの動き、さらには専門部会委員からのご意見などを勘案した結果、令和5年度、6年度につきましては、景観審議会の開催を各2回に増やしたいと考えております。

このことについて、区の景観に係る議論を活発に行うとともに、景観施策の推進をより一層図っていきたいと考えております。

具体的には、令和5年度は、令和5年7月に専門部会、同じく10月の第16回景観審議会でも骨子案の中間報告、令和6年1月に専門部会、令和6年2月の第17回景観審議会でも骨子案の諮問を目指します。令和6年度は、令和6年6月の第18回景観審議会でも素案決定、10月の第19回景観審議会でも諮問し、重点地区指定を目指してまいります。

また、専門部会で委員の皆様から様々なご意見を頂戴しました。区としても区民の声を集約した上で重点地区の方向性などを示していきたいと考え、令和5年8月から11月にかけて、意見交換の場を設けたいと考えております。こちらの内容については、後ほどご説明いたします。

資料1、1ページ目右側です。3、対象区域についてをご覧ください。

紺色の一点鎖線で囲まれたエリアを景観形成重点地区、青い一点鎖線で囲まれたエリアを景観保全誘導地区として位置づけております。景観審議会や景観専門部会で、重点地区北側について、ジャーマン通りの中心線で区切っているが、交差点も含めたほうがよいのではないかとのご意見をいただきました。それを受けまして、区としては交差点を含めた一体的な景観誘導が必要と考え、交差点部分も重点地区に追加し、変更することとしました。

景観保全誘導区域西側の山王小交差点についても、同様のご意見を受けまして、交差点部分を誘導区域に追加しました。なお、第14回景観審議会や専門部会での主な意見と区の考え方につきましては、参考資料1に記載しておりますので、後ほどご確認いただければ幸いです。

続きまして、2ページ目、4、景観形成重点地区の内容についてをご覧ください。

こちらについては、第14回景観審議会でお示ししました景観形成の方針などにつきまして、上位計画や現況などを整理し、深度化を図りました。

この地区の景観の特徴ですが、池上通りは、南から北に向かって緩やかな上り坂となっています。また、池上通りと平行に崖線が位置し、崖線上が山王地区の住宅街となっており、坂の地形が特徴となっております。また、池上通り沿道は、低層階が商店街となっているのが特徴でございます。景観形成の方針については、目標や地形の特徴を基に全体方針、景観形成重点地区、景観保全誘導区域、池上通りなどの公共施設でそれぞれ方針案を示しています。

続きまして、3ページ目、左側5のI、景観資源についてご覧ください。

こちらは第14回景観審議会ではお示ししておらず、専門部会で検討した結果、新たに設定したものとなります。専門部会で「崖線上と崖線下のつながりについて検討したほうがよい。池上通りから見える隙間などの景観を大事にしてほしい。」との意見を受けまして、八景坂と直行する坂・階段を景観資源として指定し、沿道の景観誘導を検討し、崖線上と崖線下のつながり、池上通りから見える隙間

などの景観を大事にしていきたいと考えております。

続きまして、3ページ目右側、5のⅡ、景観形成基準の設定をご覧ください。

記載の内容は、専門部会にて委員の皆様から頂戴したご意見を反映し、作成しております。例えば、形態・意匠・色彩の2行目、2階以下の低層部では、ヒューマンスケールな空間づくりに努めるとありますが、協議会案では3階4階で区切っておりました。しかし、専門部会委員と協議会で現地のまち歩きを行った中で、池上通りの現状を踏まえると、2階がヒューマンスケールだと感じたご意見をいただきまして、2階3階での区分けに変更しております。

令和5年度の取組についてですが、区としては上位計画や地域の特徴を踏まえて作成した2ページ目の方針案や、3ページ目の基準案を基に、区民参画を実施し、広く区民の声を集約した上で八景坂地区における景観形成の目標、方針、基準をブラッシュアップするとともに、大森八景坂地区の景観イメージを示していきたいと考えております。

資料1についての説明は、以上でございます。

事務局 ここで関連の都市計画事業につきまして、濱田拠点整備第一担当課長から説明をいただきます。

濱田幹事 鉄道・都市づくり部 拠点整備第一担当課長の濱田と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

私から、補助第28号線及び大森駅西口広場の事業概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料、茶色いパンフレットをご用意いただければと思います。よろしいでしょうか。こちらの茶色いパンフレットのまず表紙をご覧ください。表紙の図の真ん中に赤色で示す範囲がございます。こちらが補助第28号線、通称池上通りで、緑色で示してございます範囲が、大森駅西口広場の整備箇所になります。

次に、パンフレットをおめくりいただければと思います。左の上からご覧ください。

補助第28号線につきましては、大田区東海一丁目を起点とし、下

丸子二丁目の神奈川県境を終点といたします延長約14.3キロメートルの都市計画道路でございます。

東京都では、大田区山王二丁目地内の延長約530メートルの区間につきまして、道路幅20メートルから30メートルに拡幅する道路整備を予定しているところでございます。

大田区では、大森駅西口と北口の間にあります補助第28号線に隣接いたしました位置に約1,500平米の交通広場整備を予定しているところでございます。

続いて、パンフレット下段になりますが、整備の方針にお目通しいただければと思います。

無電柱化により、歩道の幅を確保し、歩行者の空間と自転車通行空間を分離することで、誰もが通行しやすい、安全で快適な歩行者空間の創出を図るところでございます。併せまして、自動車の本線交通とバス・タクシーの乗降場、乗り場を分離するとともに、乗降場を集約して配置することで、円滑な自動車交通を確保し、交通結節機能を強化していくところでございます。

パンフレット右側の上段をご覧ください。補助第28号線の整備効果について記載しております。

下段には、大森駅西口広場の整備事業による効果を記載させていただいています。なお、下段にあります図は、大森駅西口広場の断面をイメージしたものでございます。補助第28号線の歩道と大森駅西口広場の人工地盤の上部が一体となった歩行者空間を創出するイメージ図になってございます。また、人工地盤の下の部分に関しましては、駅前商店街が今まで担ってきましたコミュニティ機能を再生・強化することを図るために、地域のにぎわいの空間を創出する予定で検討を重ねているところでございます。

パンフレットの最終ページになりますが、おめくりいただければと存じます。最終ページに、事業の流れを提示してございます。今後の予定を掲載していますが、現在の予定で、令和5年度末の事業認可の取得を目指し、令和6年度に用地補償説明会を開催する予定で、進行してございます。

以上で補助第28号線及び大森駅西口広場の事業概要について、ご説

明をさせていただきました。

以上でございます。

事務局 続きまして、景観・まちづくりの方針等に関する今後の進め方について、ご説明いたします。

右上に資料2と記載のあるA4縦、「大森八景坂地区景観形成重点地区 景観・まちづくりの方針等に関する今後の進め方について」と記載のある資料をご覧ください。

大森駅周辺のまちづくりを契機として、民地と公共施設を一体的な景観として捉え誘導していくことが求められています。そこで、区民、地元協議会、関係事業者、行政機関などを参加者とする意見交換の場を設定し、区民と関係者の意見を踏まえた景観・まちづくりを推進していきたいと考えております。

意見交換の場では、景観・まちづくりの方針基準等の設定や、大森八景坂地区の景観イメージ共有を目標とします。

今後の展開についてですが、区では令和7年度以降に、大森駅周辺の「目指すまちの姿」を作成する予定です。大森駅周辺の「目指すまちの姿」を作成する上で礎となるよう、景観・まちづくりのイメージについては、意見交換の場を実施し、令和5年度に作成予定です。

令和6年度に大森八景坂地区を景観形成重点地区に指定することを景観審議会に諮問した後、まちの意見の集約を行い、令和7年度以降に示すまちの姿(将来像)に反映させていく予定でございます。

資料についての説明は以上でございます。

事務局 ここで、また大森駅西口のまちづくり推進につきまして、瀨田拠点整備第一担当課長からの説明をいただきます。

瀨田幹事 続きまして、私から大森駅西側のまちづくりの動向につきまして、ご説明をさせていただきます。

先ほど、ご説明させていただきましたが、大森駅西側につきましては、都市計画事業であります補助第28号線の拡幅整備と、大森駅西口広場の事業認可取得を契機に、令和6年度から大きなまちづくりが進行する予定でございます。

今年度、鉄道・都市づくり課といたしましては、地権者の皆様方

で発足いたしました大森八景坂地区まちづくり協議会の皆様と一緒に、補助第28号線及び大森駅西口広場の整備後を見据えたブランディングコンセプトの検討を進めてまいりました。

まちづくり協議会では、勉強会を実施していただきながら、大森八景坂が目指すべき将来像を描き出すために、八景坂にちなんで「8つのいろどり」というものを設定し、それについて議論をしているところでございます。

今後でございますが、この「8つのいろどり」について深掘りをしていながら、令和5年度末までに八景坂のブランドコンセプトの方針を決定する予定です。

また、令和6年度以降、決定されましたブランドコンセプトを生かしながら、補助第28号線及び大森駅西口広場の空間デザインの設計を、専門家の方々の参画の下に進めています。

鉄道・都市づくり課といたしましては、空間デザインの設計を実施するとともに、広く区民の皆様のご意見を収集し、空間デザインを決定した後に、詳細設計を実施する予定です。

私からは、以上でございます。

事務局 報告案件1、(仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討についての説明は以上でございます。

野原会長 今、事務局より報告案件(1)について、いろいろとご説明がございました。

大きく分けると、二つの話が混ざっていたと思うのですが、まず1点としては、資料1にございますとおり、大森八景坂景観形成重点地区に向けて、今指定に向けて検討されているということで、これ、今日の対面の景観審議会は久々でございますけど、前回書面で開催するという形で、先回の景観審議会という形で皆さんのところに資料が行っているんじゃないかと思っておりますけど、そちらでも出ていた案件にはなると思っておりますので、お手元、後ろのほうに参考資料1というのがございまして、そこに先回の景観審議会で書面開催として皆様からいただいたご意見と、それに対する考え方が議事録的に出ている。この流れの中でまだ検討が進んでいるということになっているというふうに思います。

その中で、重点地区と、今回重点地区だけじゃなくて、その周辺にバッファーといいますか、緩衝領域ですね、外側にも重点地区よりは少し緩いですが、少し様子を含めて考えていく、そんな区域設定も併せて考えるという案で、濃い、資料1の1ページ目の濃い一点鎖線と薄いほうの青の一点鎖線と、両方範囲がございましてけれど、この範囲設定というのは少し更新しながら、今検討を進めているということと、その後ろのほうに具体的な中身なのか、それを今検討している最中だということで、またこれもご意見いただいたものを踏まえながら、今深度化しているというところでのご報告だったというふうに思います。

もう一つが、この重点地区のこのエリアというのは、同時に今東京都の整備が準備されているということで、先ほどご説明もあった補助28号線とあと西口の駅前広場と、その広場のところというのがこれから整備されていくということで、これまでまちづくり協議会さんのほうでいろいろ民間としての地域の在り方をご検討いただいているわけですけど、実際ここが風景としてつくられていくときに、この道路とか広場とかいうのは、合わさって風景、景観ができていきますので、ここはやはり一緒に考えていかないと、皆個別ばらばらに進めてしまうと、ちぐはぐなことになるだろうということで、特に道路のほうも補助28号線は都道でございまして、そういう意味で、行政のほうも東京都さんも大田区さんも、両方いるということもありますから、その辺を少し踏まえながら、皆で全体の少しイメージというか、景観の方向性みたいなものをちゃんと先に整理し合って、それをし合った中で具体的な整備とかそれぞれの検討にうまく進めていくのがいいと思いますが、多分資料2の、これから一緒にその辺を考えていく場を設けていきたいというのが、こちらの資料2の中身、ご提案じゃないかなというふうに思いますので、非常に重要といいますか、やっぱり個別、せっかくここでいろんな整備が起こるところであるのに、同じ場所ではばらばらに進んでしまってももったいないですので、こういうことをぜひ考えながら、景観やデザインの方向性を皆で共有していきたいということになると思います。

ということで、そういった取組に関しての今ご報告いただきましたので、こちらに関して委員の皆様からご質問やご意見、忌憚のないご関連なご意見頂戴できればというふうに思います。どなたからでも結構ですので、もしよろしければご質問、ご意見をよろしくお願ひしたいと申ひます。

では樋口委員、よろしくお願ひ申ひます。

樋 口 委 員 令和5年度ですね、この意見交換の実施ということで、景観・まちづくりイメージ作成、これに入るときに、今会長さんがおっしゃったとおり、道路のことは優先で、それから周りの形もするように作業が進んでいくと思うんですが、一番大事なのはこの道路ですね。道路の例えば色とか質、この辺のことについては、これから審議して決めていく問題でしょうか。その辺のことをお聞ひしたいです。

野 原 会 長 では事務局、いかがでしょうか。

濱 田 幹 事 座ったまま申し訳ございません、失礼いたします。

委員ご指摘のように、池上通りは、都道でございますので、整備主体は東京都でございます。これから拡幅整備を行っていく上で、まず安全第一が大前提でございますが、景観に対しても情報共有、協議をしながら調整させていただき、安全な拡幅整備を進め、区からも伝えていこうと思ひてございます。

浅 野 幹 事 すみません、少し補足をさせていただきます。大田区まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

今回、この景観とまちづくりを一体に進めるきっかけとしましては、先ほど会長からもお話がありましたとおり、通常、公共施設整備行政の責任で行われている中で、影響範囲についてまちの方々にご説明するという形が一般的でございます。この大森八景坂付近のまちづくりにつきましては、まちづくりの中心に補助28号線の拡幅が入ってきますので、事業を進めていく中で、まちの方々がどういふふうにおぼれているかなどについて伺いたいと考えております。東京都さんにも情報提供しながら、地域の方々が何を求められているのかをしっかりと受け止めながら、より良いまちづくりを進めていくという形で、今回、景観・まちづくりという形でお示しをさせていただきます。

以上でございます。

樋口委員 準備をひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

野原会長 ありがとうございます。

ちなみにあれですか、池上通りは今後景観重要公共施設になるのか、そういう可能性というのはあり得るんですか。

事務局 現在、その方向で東京都と調整中でございます。

野原会長 景観重要公共施設というのは、この大きい景観計画の本題のところの147ページのところに書いてございますけれど、こういう公共施設、公共空間、こういったものに対して指定することで、今これ、先ほどからありましたけど、補助28号線は都道ですので、基本的には東京都さんがやるんですけれど、一応大田区さんの景観計画に基づきながら、この議論をしていく場ができるということですので、そういう意味でもこのまさに今、資料2で掲げられているような話をするにも、非常にしやすくなる部分もあるのかなというふうに思いますので、可能な範囲でご検討いただければというふうに思っています。

貴重なご意見どうもありがとうございました。

加藤委員、よろしく申し上げます。

加藤委員 素人で大変申し訳ないんですけども、道路整備計画ということで、この区切られたスペースのところをいかに公共的に使えるかという道路整備を中心にある程度は理解していました。

その地域を景観重点地区にするというのは、私の個人的にはすごくチャレンジ的な進め方、あの限られたスペースの中でどういうふうに景観をつくるかというのは、すごくチャレンジ的だというふうに思いました。

その話として「8つのいろどり」を検討されるということをおっしゃっていたんですけども、これをするためにエリアをある程度広げて景観をつくっていかうというようなイメージだとは思いますが、すごくチャレンジ的な指定だというふうに思いましたというところが一つと、2点目は、このまちづくりの参加者というのを見ても、行政と都とJRとまちづくり協議会ということで、どち

らかといえはこの関係者が多いようにも思うんです。協議会の中で多分住民とかがいらっしやると思うんですけども、どちらかといえれば既存の方々だと思うので、せっかくここまでやるのであれば、大森を活用する来訪者の意見も、どういうふうな形で取り入れるのかとか、あとは中立的な専門家が中に入ったらというふうに、メンバー構成でちょっと外部の人が少ないのじゃないかなという感じがしました。

以上、2点です。

野原会長 今のご意見含めて、事務局からございますでしょうか。

浅野幹事 ありがとうございます。今のお話につきまして、景観・まちづくりのイメージの作成につきましては、やっぱり地元、地域の総意というのがまず必要ではないかということで、このようなメンバー構成を考えさせていただきました。

地域の住民の方以外の話につきましては、例えば今後イメージの作成づくりとか骨子案とか、そういうようなものがある程度作り上げていく中間の過程で、ぜひホームページで公開を予定しており、そういうような場で区民全般の意見を聞く、そのようなことを想定しておるところでございます。

野原会長 ありがとうございます。

具体的に空間づくりを考えていくに合ったの専門家の先生方とか、そういった方々には何かぜひ、何らかの形で関わっていただきながら進めていく。先ほどもお話の中でそういう話もあったのかなと思いましたがということと、あとは随分長いですので、長い期間の間でぜひいろんな方々のご意見をいただける場を設けていくというのは、これは事業そのものを考えていくときも必要になってくるだろうなと思いますので、その辺はまた改めてご検討いただければと思います。

保下幹事 委員長、すみません。

野原会長 お願いします。

保下幹事 都市基盤管理課長の保下でございます。

私たちの部局では、実際に道路整備を行っている部局となっておりまして、こちらの都市計画道路も具体的に事業認可取得して、

実際に進むときに実施するのは、私たちの部局でございます。

今こちらで景観計画の大体142ページをご覧いただきたいんですけども、この辺りになりますと、既に重点地区になっているところの色合い、基本色とか強調色とか屋根色とかという、要は建築物の規制をかけていく基準の度合いが示されているんですけども、大森の八景坂地区も、将来的にはこうしたことは決まってくると思います。

当然、建築物のこうした指導が入っていくんですけども、道路もこうした基準が定まってくれば、当然周辺の建築物と調和を取って、例えば歩道の平板とか設置していく際には、そうした建築物、例えば池上ですと、寺町の情緒を反映した色合いを地域の皆さんと話し合いながら歩道部分の色合いも決めていきますので、将来的にはそういう地域の皆さんと、この景観計画の重点地区で決まったことを反映したイメージパートをつくりながら、また皆さんに、地域に情報を発信しながら、道路整備につなげていくというのが一般的でございます。

加藤委員 よろしくお願ひします。

野原会長 いいですか。

鈴木委員、よろしくお願ひします。

鈴木委員 どうも、ご説明ありがとうございます。

2点ほどあるんですけども、一つはこれ、いろいろ整備するときに、歩道が広くなるということになると自転車の問題が非常に気になるところなんですけれども。

私の家の前に、非常に道路広いんですけども、歩道が広いんですけども、自転車もビュンビュン通ってしまして、非常に怖くて歩行者がなかなか歩けないと。そういうようなこともありますので、このところ、何ていうのかな、歩道を広くしてやっぱりにぎわい空間というのは非常にいいと思うんですけども、反面そういう歩行者だけではなくて、自転車の問題ですね。きちんと車道を通るのか、歩道を通るならばルールをつけるのかということも、何かそういうナッジといいますかね、誘導するような標識をつけたりとか、効果上げるように対応していただければいいんじゃないかなと思

います。

それからもう一つは、この電柱の問題なんですけれども、これ地中に埋めるということは、メンテナンスが難しくなるという問題が出てくると、それから災害のときに逆に地上部がないので、緊急に対応できないというこういうこともあるので、単に景観上見えなければいいなというんじゃなくて、それ相応のリスクヘッジといいますか、BCP対策というものをしっかり立てていただきたいなど、そういうふうに思います。

以上です。

野原会長
事務局

ありがとうございます。

鉄道・都市づくり課の藤木と申します。

まず自転車対策について返答します。補助第28号線の都市計画道路は、標準幅員が現在の15メートルから20メートル～30メートルへ道路が拡幅します。一般的に自転車道という法定表示ができるのは、幅員が1.5メートル確保できる場合です。最近多く見られているような道路に青く塗り、自転車専用道という表示があるものが法定表示という形になります。

大田区では、土地の関係上なかなかこの1.5メートルの自転車道を確保することができていません。そういう場合には、ナビマーク・ナビライン、要は矢印とか自転車マークをつけて、車道へ誘導する形をとっております。

今回の事業では、これから東京都と協議になりますが、1.5メートルの自転車道が確保できるようであれば自転車道。難しいようならばナビマーク等の法定表示ではない形で自転車を車道側へ誘導する考えでいます。

これから詳細設計を実施していくため、東京都および交通管理者と協議しながら決めていく予定になります。

次に無電柱化について、説明します。道路が無電柱化になることによって、三つの効果があります。まずは防災の向上、次に歩行者空間が確保できますので安全性の向上、最後に景観の向上があります。

先ほどご心配されていた地下に電線を入れることでメンテナンス

が大変ではないかとの質問ですが、これは各電線企業者（東電やN T T）や国・都等の基準があり、特殊部というメンテナンスボックスを道路の地下設け、メンテナンスに対応できる構造としております。その辺は安心してよいと思っています。

以上です。

野原会長 ありがとうございます。先ほどパンフレットで、この茶色い資料の開いた下側のところに整備の方針というふうに書いてあって、平面図とか断面図とかが書かれているんですけど、以前は結構、この歩道を広げると歩道の中に自転車を入れるようなやり方もあったんですけど、最近あんまり歩行者もそういうのを認めない方向で、どちらかというとも車道側にちゃんと自転車のレーンとか場所を取ってくださいというのが、最近の方針にどっちかというとなっていると思うんですけど、今後、景観も超える話ではあるんですけど、結構バス停が狭くあるので、結構この辺が自転車とどうここを合わせていくのが、結構大変だなという、道路だなという気もしていますので、その辺りも留意いただきたいのと、あと民地側に駐輪場とかが多分できてくると、そここのところでまた動線がどうなるかみたいなのが多分あるんですよね。だからそういうのも含めてぜひ官民一緒になった中で、どういうふうにしていくかというか、結局その辺を考えておかないと、後から違法駐輪増えましたとか、いろんな状態ができてくると、後から広い意味での景観のところやっぱり関わってくる部分が出てきちゃうこともありますので、その辺りも多分ご留意いただきながら考えていただくというのが大事なかなというふうに思っております。そのために、ぜひああいう場を活用していただければというふうに思います。

では、川尻委員ですよね。よろしく申し上げます。

川尻委員 若干質問というか、この今茶色い道路整備計画の開いたところの下に絵があって、これはあくまでまだイメージになっているだけだと思うんですが、何となくこの絵を見て、断面図とかこういうのを構成されているのを見ちゃうと、何かその、確かに非常に難しい狭い中でやらなきゃいけないので難しいと思うんですが、いろんな意味でやっぱりまちづくりということで、いかににぎわいを持たせる

とか、今で言うとウォーカブルなまちづくりというふうになっていきますけど、もうちょっとこう、何かいろんな要素を考えて、例えば西口広場とこの道路区域って色で分かれていますけど、これも分けなくて一緒に考えると、もうちょっといろんな発想でやっていってもらえると、非常にいいものができるんじゃないかなという気がしたもので、割と何か断面図とかにこだわらないで、もう少しいろんな考え方を取り入れた中でやっていただけるといいなと。注文みたいなものですけど。

野原会長 ありがとうございます。

平澤委員、よろしく申し上げます。

平澤委員 平澤といいます。

四つほどなんですけど、お願いを込めてという感じで。この大森駅の西口というのは当然山王で、文士村とかそういう歴史あるまちとそれから八景坂とか、いわゆる坂が中心になっていて、そうすると坂って景観的に見るものと、やっぱりそこへ住んでいる方は日常使われますよね。したがって、景観と日常生活とのマッチングといいますか、やっぱりバリアフリー化。私も今日改めて八景坂とか周辺を見てきました。平らなところは植樹ができていたりなんかで、心地よく歩けるんですね。それから、ブロック塀とか塀があったりなんかして、その塀も生け垣みたいな優しいものに変えていってもらえるといいかなと思うんですけど、やっぱり坂はどうしても擁壁があって、ここであるように石積みをしていこうという、テクスチャーというかそういうものに変えていくというのはいいと思うんですけど、なかなか日常使われるのは、先ほど道路で自転車の安全性と言われましたけど、やっぱりああいう坂というと電動自転車とかそうじゃないと上がれないと思いますし、坂も結構長いと日常生活がどうしても大変だなと。

それで、天祖神社ですか、あそこも僕も初めて上がったんですけど、やっぱり狭くて急な階段で危険なんですけど。それであそこにすごい木が残っていて。3本の黒松とそれから木犀と楠でしたっけ、それが三つあって、あそこだけが本当に坂が多いとか残っていて、したがってその森とか豊かな木をもうちょっと増やす。一つ目は今

ほども言いましたけど、植生を、昔の植生を取り戻すような、長い間もつ木というんでしょうかね。それから災害時にも木があると防火帯になるというか、家を守ってくれるみたいな、そういう植樹というか。したがって、ここに西口広場ができますけど、そこにどれほど植樹されるのかってあると思います。それから、街路樹も当然あると思います。そういうものも、そういった意味の植生を取り戻すような計画でやっていただけるとありがたいなというのと、天祖神社の森の続きといいますかね、何かそういう連携のなるようなものをやっていただけるといいのかなということですね。

それから、坂がゆえに使いにくいというところは、やっぱり今後大森の駅舎とのレベル関係で、確かにこの西口広場の地下を作られるみたいですが、地下で例えば向かい側のほうまで仮に続けられるにしても、やっぱり階段とかエレベーターってやらないといけないので、あそこの地形から言うと、2階にアクセスできるのが一番何か便利そうかなという気がしたんですけど、そういう駅舎との連携というんでしょうか。それと向こうとこっちの行き来をもうちょっとよくしてあげて、使い勝手のいいまちにしていくというんでしょうかね、そういうのができたらいいかなと思います。

いろいろ言いましたけど、以上です。ありがとうございます。

野原会長 今のご意見に対して、事務局から何かコメントございますか。
浅野幹事 まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

まず、1点目の緑につきましては、このまちのいいところというのは、地域の皆様の声を聞きながら何をどう残していったらいいのか、どうしたいのか、その辺をこの景観計画のエッセンスに入れていきたいと。これ始めにこの辺のまちの思いを重点整備地区に入れていかないと、なかなか必ずしもこれをやりなさいという強制力はなかなか正直厳しいものではあるんですが、こういったまちにしていきたいと思いますというところは皆さん今の平澤委員のお話をはじめ、そういった意見を聞きながらどういったまちがいいですかというところをしっかりと示していきたいなというふうに思っております。

また、今の例えば地下、階段、エレベーター、バリアフリー関連のお話につきましても、こちらのこの協議体の中には、今関係者と

して東日本旅客鉄道さんも想定して入れてございます。こういった企業者さんもしっかりまちの皆様の意見を聞きながら、この使い勝手のいいまちを目指していけるように、よりよい話ができればいいなと思っております。ご意見ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

では、二井委員よろしく申し上げます。

二井委員 最近、魅力的な公共空間をつくって、それでまちをどんどん魅力的にしていこうというのが一つ主流になりつつある中で、今回資料1の中の景観・まちづくりの基本方針の最初に、公共施設の整備を一生懸命やって、魅力的なまず基盤となるものを作るんだというを出していただいたのは、すごくいいことだなというふうに感じております。

具体的に、来年度というか4月以降ですね、景観・まちづくりのイメージ作成というのをしていくというのも大変いい。これでぜひこれを一生懸命やっていただきたいなと思うところなんですけれども、さっき加藤委員からもありましたけど、これどうやって進めるかが割と重要かなというふうに思っています、やっぱり今の市民の方、住民の方とかというのは、今と変わったときに図面をぱっと見せて、これでどうですかと言われてもなかなか理解がしにくかったりとかですね、どういうふうに新しい計画で変わるのかというところを、共通のイメージを持ってもらうために、どういった資料でやっていくのかというのもすごく重要かなと思いますし、また何がいいですかというといろんなのが出ると思うんですけれども、やっぱり何ですかね、最初にこういうほかの場所でもやられている、それをそのまま持ってくればいいわけじゃないんですけども、例えばいい事例だとか、こういうことを例えば大事にしていこうじゃないかとか、そういった住民の地元の皆さんがそれぞれ自分たちのまちにどういう応用をしていけばすごくいいまちになるのかということを考えられるような、そういう資料も一緒にご提示していただきながらやっていただくと、すごくいいなというふうに感じました。

川尻委員もおっしゃっていましたが、ぜひ道路を、いわゆるこ

の断面のままからやっぱりもう一方進めた、何ですかね、さすがこの大森の駅前にふさわしい道路空間というそういうイメージが出てくると、東京都としても一生懸命やろうという気になると思いますので、それを目指していただきたいなと思います。

野原会長 ありがとうございます。ぜひ、委員のご意見をちゃんと吸収しながら、進め方とかですね、資料の在り方とか検討して進めていただきたいというふうに思います。

そろそろお時間も来ているんですけど、じゃあ杉山委員、よろしくお願いします。

杉山委員 杉山でございます。

いろいろ丁寧にご説明いただいてありがとうございます。この八景坂のほうは、私も専門部会などで見学及び意見交換等々させていただきました。その中で、やはり気になるのは、電線の地中化を行った場合には、ほとんど樹木は植えられないという現実がありますよね。

それは、環2道路を模索するときに、パースにはすごく立派なグリーンがあったんだけど、やっぱり駄目だったなというのは経験上、ここ15年ぐらいずっとそういったことを見てまいりましたし。

それから、電線がぶつかるからといって、すごい強制剪定をしていくというのが、私が住んでいる区でも非常に進んでいるんですね。ただ、何ていうんでしょうね、雰囲気として緑をたくさんにというのではなくて、やはり例えばこっちの交差点のほうを範囲に入れていただいたりしたので、登り切ると緑があるよとか、途中、途中で、こっちでもいいんですけども、連続していなくてもぐっと塊があるよとか、そういう変ですけども、メリ張りがあるような計画というようなことがここでは実際できるのかなと。そんなことも思っているんですよ。

だから、でもそういうイメージってちょっとこのプランだと分かりにくい表現になっているので、その辺をたたき台として令和5年として可能性のあるデザイン、それから皆が住みやすいとか、暮らしやすいとか、気持ちがいいとか、そういったようなところをどこで作り上げるのかというのなんかを、やっぱりお住まいの方たちも

含めてご検討いただけるといい。

緑に関しては、かなり狭いですし、でもいろいろすごく図面を見ると工夫をされているので、やっぱり少したまり場みたいな感じのできるのかなという気がございます。なので、そこをひとつぜひ頑張ってお協力いただいて、やっていけたらいいかなというふうに、ちょっと思いました。それが一つです。

もう一つ、ごめんなさい。広場の、西口広場の重層活用というのは、とてもこの図だと私、全く想像がつかないですよ。線路と駅と道路と私たち、どこから入るのとか、そこは全然分からなくて、これずっとこの図をここ2年、見せていただいているような気がするんです、正直言って。

なので、どうやって使うのか。面白いなという面と、どうやって使うのかなという疑問と、不思議感がございまして、それから、さっきちょっとご意見、やっぱり委員のほうからも出ていましたけれども、ここに緑は植えられない。あり得ないですよ。

だって、こういう地面にしちゃうわけだから、無理ですよ、そこに土は置けないと思うし、でも上に土を置くような形で、中木とか、地被類とか生きるのかなとか、その可能性なんていうのも、それは本当に教えていただきたいというのが希望です。

それから、この西口広場も本当に斜面を活用した生活空間及び楽しみ空間みたいなのができるというので、大変期待できる計画というか、東京の都内ではほかからもすごく興味深く関心を持っていただける内容かなと思いますので、都にしても区にしても、ぜひ皆さんと一緒に考えていただいて、すてきなデザインにさせていただきたいという希望を持って、恐縮ですけど、2点、以上、よろしく願いいたします。

野原会長 ありがとうございます。

事務局、何かございますか。

じゃあ、すみません、喜多河委員。

喜多河委員 一つ、事務局にも提案なんですけど、私もこういう地域の地元の説明会とか、そういうのをかなり経験したんですけども、確かにこのパンフレットはよく分からないんですね。

例えば、僕、今までやったのは簡単なポンチ絵というか、イラストを描いて、東京辺りこういうふうになりますとか、地元の人たちにもこういうようになりますよというようなイメージをすると、すごく進めやすいかな。

特に、地元の説明会的时候には絵を使って、こういうパンフレットじゃなくて絵を使って説明するとすごく進行しやすいかなということがありますので、そういった手法もお考えいただければと思います。

以上です。

野原会長 ありがとうございます。

お二人合わせて、何か事務局、ございますでしょうか。

浅野幹事 まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

ご意見ありがとうございます。今、いただいたご意見をしっかり受け止めながら、まず公共のほうで何がハードルになってきて、何ができて何ができないのか、その辺をはっきりさせなきゃいけないかなと思っています。

例えば、今、緑の話が出ましたが、緑も土が地面のところから植えなければいけない緑もあれば、今、商業施設の中では建物の中でも一緒に見せる緑、いろいろございます。

可能性は限りなくあると思いますので、ただ、できないものは初めにきちんと地域の方としっかり共通認識をとりながら、その中で何ができるのかというところをしっかりと話し合いながら、この重点整備地区の中に盛り込んでいければいいなと思っています。

今、いただいたご意見をしっかりと受け止めながら、何ができるかというところは関連部局としっかり勉強しながら進めてまいります。引き続き、よろしく願いいたします。

野原会長 ありがとうございます。

濱田幹事 最後に一言だけ、本日は出席させていただきありがとうございます。私、昨年、令和4年度春から大森八景坂地区のまちづくり協議会に毎度、参加させていただき、地権者の皆様方の生の声を頂戴して1年がたとうとしています。

来月から2年目に入りますので、地権者の皆様、八景坂の皆様と

お付き合いしながら1年間を送ろうと思っておりますが、今、委員の皆様からいただいた由緒ある大森西口の歴史ある場所で、また住みやすさ、暮らしやすさ、地権者の皆様方は大切な土地をお譲りいただいての歩道の拡幅と、今、通称、地獄谷と言われている飲食店街の場所を西口広場にと、それは子どもや孫のためにも安全な西口広場であってほしいという思いも常々聞いてございます。

これから50年、100年先に向けて西口の八景坂のかいわいがすばらしい、住んでいてよかったなというまち、もしくは訪れてよかったなと、勤めていてよかったなというまちづくりにしたいねというのが地権者の皆様の本当の純粋な気持ちでございます。

5年度では、先生方、皆様方、委員の皆様方、一緒に、意見交換する場を設けていただけるということであれば、ぜひそういった意見も含め、景観地区指定に向けて、ご議論いただければ幸いですし、私もまた来年度、八景坂の皆様方にお会いするときに、この都市計画事業を進める中で、やっぱり忘れてはいけないもの、大事なものはしっかり忘れずに話を進め、1年間を続けてまいりたいと思っております。令和5年度も、皆様のご協力いただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

野原会長 ありがとうございます。よろしいですか、まとめに入りたいと思うんですが。

今、資料2で出していただいた、そういう公共施設も含めて全体で大きな方向、これ結構、大田区さんとしてはチャレンジといえますか、今まであんまりこういうことをされていなかったこともあるんじゃないかと思うんですけど。

なので、まずは具体的にはいろいろ課題点というか、これから詰めていかなきゃいけないところはあると思うんですが、ぜひこれで、まず進めていくというところを皆さんにお認めいただきたいなというふうに思っております。

ただ、いろいろ今、ご意見ありましたとおり、例えば仮に最初に何かいいイメージの100点の絵ができて、現場へ行くと5点ずつどんどん減っていったら70点を切りましたということに、結構なることってよくあるんですよね。

要は、絵のとおりはできませんというのが、どんどんあって、全部取られたら結局何もなくなっちゃったということあり得るので、そういう意味では早い段階でそういう課題点とか、先ほどお話があった何ができるかできないかということも合わせながら議論できる場ができるといいのかなと思うんで、ぜひお願いしたいと思います。

あと1点、一応、質問というか、道路の話は大体そういう話で何となく見えてきているんですけど、大事なもう1点というのは、重点地区にするというのは、むしろ沿道とか周りをどういうふうにしていくかというのが、まさに景観としては非常に重要になってきますので、沿道は道そのもの沿いの沿道は、まさにまちづくり協議会さんと一緒になりながら、どういう風景をつくっていくのかというのがありますけれど、やっぱりバッファゾーンで周辺のところとか、そういう大きな中継、円形にいく景観も含めて考えていく重点地区だと思いますので、その辺はぜひご留意いただきながら進めていただきたいんですが。

1点確認としては、スケジュールとしては景観形成基準とか、何とか、それも合わせて、資料1の1ページ目の左側の、来年度の後半というか、終わりぐらいで重点地区指定というのをしていきたいので、そこまでに案を考えていくと、そういうスケジュール感でよろしいんですかね。

事務局 資料記載のところの説明のとおりでございます。

野原会長 これはあれですか。勉強会のイメージみたいなのも具体的な民地の側の景観形成基準（案）にも反映させていこうという、そういうことですか。

事務局 そうですね。重点地区の方針、基準等にも景観まちづくりの考え方を反映していく、そういうところもスケジュール感がちょっと後ろ倒しに考える、想定となっているところでございます。

野原会長 はい、分かりました。

ということで、多分、今までお示しされているものよりは、若干スケジュールが後ろになっていると思うんですけど、その辺、じっくり官民連携しながらイメージをつくっていく上でやっていく

ということなので、少し後ろ倒しでさせていただきたいということかなというふうに思います。

お時間、大分来ていますので、もしよろしければ、こういうことで方向としては報告案件1ですね、進めさせていただきたいということで皆さんもよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

では、そういうことで、いただいたご意見を基にしながら、ぜひ進めてさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

続きまして、報告案件2ですね。令和4年度景観計画運用状況及び景観アドバイザー制度の実施状況についてということで、こちら事務局からご説明のほど、よろしく願います。

事務局 都市計画課計画調整担当の高橋と申します。着座にて失礼いたします。

まず、右上に当日資料、資料3-1と記載のあるA4横の「令和4年度大田区景観計画の運用について」をご覧ください。

こちらは、令和4年4月1日から令和5年1月31日までの届出件数を集計したものでございます。大田区景観条例に基づく事前協議から完了を合わせ、届出件数は313件でございました。前年度の496件から比較いたしますと約6割程度と、全体的には少ない件数となっております。

続きまして、右上に資料3-2と記載のあるA4横の「令和4年度大田区景観アドバイザー会議の実施について」をご覧ください。

景観アドバイザー会議は、2か月の間におおむね3回程度の開催頻度で行ってございます。令和5年1月31日までに、16回開催いたしました。都市計画、色彩、植栽計画などについて、提案をいただいているところでございます。また、現地視察等を行い次年度以降の取組につなげられるよう、引き続き検討していくこととしてございます。

具体的な助言の内容としまして、長大な面での分節化が必要であり、色彩で分節する場合には基本色をベースに検討するとよいのでは、などの助言がありました。

こちらについては、昨年度に引き続き、助言の積み重ねを続け、職員のレベルアップにつなげてまいります。

議題件数は30件ございました。表の中に丸がついているものが公共施設関係で、全30件中、20件でございます。

続きまして、右上に資料4と記載のあるA4横の「公共施設の景観誘導について」をご覧ください。

公共施設の設計の際に、これまでは実施設計の計画通知の前の届出業務の中でアドバイザー制度を活用してまいりましたが、新たな取組といたしまして、令和3・4年度での取組で、基本設計段階で設計が固まる前にアドバイザー会議に付議し、設計側に良好な景観形成の実現に向けて選択肢を広げることにつながる取組を行ってございます。

次ページをご覧ください。こちらは、令和3・4年度に基本設計段階でアドバイザー会議に付議した、矢口西小学校に関する事例でございます。

基本設計段階では、模型や立面図、イメージパースなどを用いて、全体のボリュームや近隣からの見え方を確認しながら、外壁の素材、外構計画について考察を行い、フェンスの設け方、外構の植栽の見せ方、色彩の使い方についての助言がありました。

実施設計段階では、アドバイザーの意見を取り入れて、周囲からの見え方、さらには周辺景観に溶け込む設計となり、一定の成果を上げることができたと感じてございます。

次年度以降の取組としまして、令和4年度は、基本構想、基本計画を実施予定の現場視察を行ってまいりました。令和5年度以降は、現場視察を行った案件について建物配置ですとか、ボリュームの検討などについてアドバイザー制度の活用を検討していきたいと考えてございます。

報告事項2、令和4年度景観計画運用状況及び景観アドバイザー制度の実施状況についての説明は以上でございます。

野原会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局より報告案件2についてご説明がございました。では、こちらに関しても委員の皆様から何かご質問、ご意見があ

ったらお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

加藤委員、よろしくお願いいたします。

加藤委員 2点あるんですけども、一つは、公共施設の景観誘導の部分なんですけれども、どちらかというと公共建築物というと、建物がメインになるんですけども、やはりこれは創造的な地域のシンボルとして公共施設というのは必要だと思いますので、そのためには、やはりグリーンインフラというか、建物を優先じゃなくてグリーンインフラも整備させていくというような視点で、一般に私が聞く限りでは一旦、建築業者に頼んじゃうと、建築業者のほうグリーンのほうも管理して、なかなかグリーンのいいところが出てこないというふうな話も聞きますので、そういう地域のシンボルとしての公共性等をつくっていくということで、プロジェクトメンバーに、そういうグリーンインフラを担当する方を入れるということと、オープンスペース、シンボルツリーみたいな外構にも、外構じたいはそんなお金かからないということらしいので、そこら辺をやはり最終的には重視した形で、景観のいいものにしていただければいいかなというふうに思います。

以上です。

野原会長 ありがとうございます。

何か事務局からございますか。よろしくお願いいたします。

浅野幹事 まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

本日、お配りした資料、大田区緑の基本計画、グリーンプランおおた、今回この3月で改定となりました。この中では、四つの役割で緑をどうやって増やしていくのかというところを記載してございます。

公共施設につきましても、このグリーンプランおおたを基に、先ほども紹介しました、景観アドバイザー会議を通じた緑に関する内容も学識の先生方からの意見としていただいております。

引き続き、今回、この改定に伴って、23区内の緑がなかなか増えてない中に、良好な質にもしっかり取り組んでいくというところでは、見せる緑についてもしっかりと取り組んでまいります。

我々の部局がみどりの担当でございますので、そういった話もし

っかり伝えながら、公共施設整備の更なる推進に努めてまいります。また、こちらのパンフレットの中には、この重点的な取組として大田区のグリーンインフラに伴う事業計画の策定、推進の記載もしてございます。こういったところもしっかり取り組みながら、公共施設にも、このグリーンインフラの取組をしっかり入れ込んでいこうと考えております。

野原会長 資料4-2ページ目もご覧いただくと、上で令和3年と令和4年で変化していますが、むしろ実際としては緑でやっていることは結構多くて、先ほどの話じゃないですけど、若干お金がかからないとあって、どちらかというとなんか建築物はあんまり変わっていないんだけど、外構の部分がよくなりましたねというのが結構ございまして、景観アドバイザーの方にも緑のご指導もかなりしていただいていると思いますので、でも重要な部分でございまして、引き続きこの部分も考えながら進めていただきたいなというふうに思います。どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

杉山先生、よろしく申し上げます。

杉山委員 景観アドバイザー、インセンティブの事前協議という、やはり大変多いんだなと思ったりして、ちょっと減ったということですけど、313件というような市街地類型でこれだけあるというのは、何かしら大田区だなというふうに拝見いたしました。

そして、こういう協議、届出変更みたいなのが4件ずつ、上から下まであったりしますが、これなんかどういうものが変更とか協議の内容になったかなんていうのも、また、次回の資料なんかにも記載していただけるとありがたいなと、私も景観アドバイザーをやっていたりするので、参考事例にさせていただきたいなと。

公共のほうのアドバイザー会議自体のも、これは小学校・中学校、必ずやると決めているらっしゃるだろうかとか、規模でこの共同住宅なんかもやっているところとやっていないところとあるんでしょうけれども、民間の共同住宅もやっているということですよ。

そういうようなことで、どういうテーマが割と協議対象になっているようだというようなことも教えていただけると、すぐという

ことじゃないですけど、また、まとめの際にそのことをお願いできると、ほかに自治体にも参考になったりしますので、数だけではなく、ちょっとポイント、ポイントというか、最近はこんなの増えてきたよとか、こういうことがやはり協議対象になるんだよとか、そんなふうにしていただけると大変助かるので、よろしく申し上げます。

野原会長 まずあれですね。資料3-1の、こちらに書いてある件数というのは、右側から三つ目のセルというんですかね、合計（AD会議）というかアドバイザー会議のことをおっしゃっているんですかね、なので、括弧に入っているやつがアドバイザー会議に入っている件数なので、多分それ以外は大田区さんのほうで事前協議してやっている件数が入っていると思うんですけど、ただ、それでも要は4件変更があるんじゃないかということだと思うので、どんなことがあったか、教えてください。

事務局 都市計画課、高橋でございます。

主な内容については、色彩のやはり変更というところで変更届というのが出てまいりまして、要は実施設計の中での届出した当初から色味の変更がありましたので、新たに変更届を出しますというのがメインでございます。

もう1点、明らかにボリュームが変わってしまうというようなものについては、変更扱いということではなく、改めて出ささいという指導をしてございますので、そういった際にもアドバイザーの意見を聞きながら、分からないところはアドバイザーからの助言をいただきながら進めているという状況でございます。

今、いただいたご意見を踏まえまして、変更の内容等ももう少し分かりやすいように、次回以降、お示しできればと思いますので、ご意見として賜りたいと思います。ありがとうございます。

野原会長 なのであれですね。変更と言っているのは、協議して変更したわけじゃなくて、自らが変更してきたやつが変更という扱いだと思います。

あと、多分、3-2のほうの、要は用途とか、民間と公共が交ざっていると思うので、この辺、もうちょっと分析をして、どういう

ふうな割合になっているかとか、そういうところも知りたいなというご意見だったと思うんで、次回以降、ぜひ単なる表というだけじゃなくて、どんな傾向があったかとか、そういうことも教えていただければということだと思います。ありがとうございます。

では、まず、二井委員、よろしくお願いします。

二 井 委 員 公共建築を基本設計の段階からアドバイス制度を活用するというのは、すごくいいことだなと思いました。やっぱりほかの市でやっても、早い段階のほうがリクエストもしやすいということなので、ぜひこれはどんどん広めていっていただけたらなと思ひまして、一方で、この景観計画の中の景観誘導というか形成を見ると、建築だけじゃなくて自分は土木だということもあるんですけど、やっぱり土木の空間がこの大田区の魅力をつくっていくというコメントはたくさんあるんですよ、街路とか水辺とか。

そういうのからすると、やっぱり上がってくる件数が圧倒的に少ないということが少し気になっていまして、例えばこの1件の道路橋というのは、どういう経緯で上がってきていて、今回の景観形成重点地区では、いわゆる街路だとか公園だとかという、そういう公共事業というのは、全く発生していないというふうに理解すべきなのか、それともあるんだけど、それは全然かからないというのが状態なのか、この辺はどういう、できればやっぱり土木的なものも積極的にやっていっていただけると、すごくいいなというふうに思っています。

野 原 会 長 さっきの公共施設にも関わる件なんですけど、いかがでしょうか。どういう状況でしょうか。

事 務 局 都市計画課の高橋でございます。

今、大田区の景観計画の届出のスキームというものの中に、土木工作物については、川にかかる橋梁、ごめんなさい、届出対象となるものが橋梁のみでございまして、そちらについては。

野 原 会 長 ちなみに、どこを見たら分かるんですか。

事 務 局 景観計画の36ページでございます。

その中の橋梁と左から三つ目の橋梁等というのがございまして、こちらについては空港臨海部及び国分寺崖線などの重点地区では、

全てが届出対象になるということをごさいますして、道路橋というのが届出の対象になりましたということをごさいます。

今、委員ご指摘の資料3-2については、アドバイザー会議に載った橋梁ということをごさいますして、おおむね四、五件ぐらいは年間橋梁の届出があるというのは聞いております。

ただ、そのほかの例えば擁壁関係の工作物等は、特に届出がないという状況をごさいますして、今、協議をされているのは重点地区内の橋梁ということをごさいます。

二 井 委 員 今、ここで決まりがあるということなんで仕方ない面はあると思うんですけど、例えば担当課のコンサルタントが提案してきたやつが、本当にこれでいいのかなと思ったときに、セカンドオピニオン的に景観アドバイザーの意見を聞くというような使い方もありますし、ここは大事だから通常とは違う整備をしたほうがいいのかなと思ったときか、地元からいろんな要望が出るときに、どうそれとうまく協議しながら進めていくといいんだろうかというような、多分、様々な橋梁以外でも景観アドバイザーを入れることで、よく進むのも本当はあるかなと思うので、ここにあるので、変えるわけにはいかないと思うんですけど、何か将来的にはその辺も少し考えていただけるといいなと思って、今、聞きました。ありがとうございます。

杉 山 委 員 すみません、ちょっと付け加えなんですけども、橋に関しては、私、台東区で隅田川の橋をやったものですから、あのときは都で会議をつくってくれたんですね。

その会議体に入ってくれていた建設局の方ですが、各地、知った後に、それぞれ大田区でも1か所、駅の橋、跨線橋はやらせていただいたんですよ、実は、というふうに。

あと、多摩川の丸子橋ですね、あれなんかも最初、川崎が先に塗り始めちゃったんですね、最初の頃、市民会の最初の頃に塗り始めちゃって、仕方なく塗ったというようなことが実際にあったというのが、もう皆さんちょっとメンバーがお変わりになっているので、伝わっていないかもしれないので、東京都とかそういったところに関して、あるいはJRなんていうのも、橋に関しては割合いろんな

ところで考えるというのが、まあまあ慣れてきているので、大丈夫というか、でも言っておかないと、やっぱりあれなんで、お願いしますとお声がけするだけで全然違うというのが正直ありましたんで、こういうところでは確かに書かれていないんだけどというので、もたいへん大きな案件ですから、橋なんていうのは。

それと、橋詰め広場とか、そういったすごく重要な景観案件でもありますし、それから、生活案件でもあるということですから、そういう例外的な感じのやったことなども、ちゃんと継承してというんで伝えて、書類として残しておいてほしいなという。ごめんなさい、何かお願いしたいということです。

浅野幹事 まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

貴重なご意見ありがとうございます。大田区の立派な景観だというふうな位置づけ、認識しております。

貴重なご意見、ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

保下幹事 今回の杉山委員から言われたのは、川崎と羽田空港を結んだ多摩川スカイブリッジだと思います。あれは川崎市の施工だったんですけども、当然、大田区側のほうに架かる橋でございましたので、私どもに相談があったときに、所管しております、まちづくり推進部を紹介させていただきまして、景観アドバイザーの皆さんのご意見を伺いながら、今の多摩川スカイブリッジになってございますので、当然、景観計画の36ページに届出対象はあるんですけども、紛らわしいときは当然、私たちも迷ったときには今までも景観アドバイザーの先生方のお力をかりてございましたので、その地域にあった色合いというのを、やはり専門のアドバイザーの先生の意見を伺いながら、また地域に返すときには、やはり専門の先生方の意見を、このような意見を賜って、この色合いでございますというふうな形で橋梁の架け替えなどを実施しているという状況でございます。

杉山委員 ありがとうございます。

野原会長 丸子橋もやりました。

あれですね、だから橋梁は書かれているので、あるということだと。課題はむしろ、例えば建築物のほうは、別に学校は書かれてい

ないけど、小中学校のほうは積極的にここに入れましょうということになっているので、毎回案件として出してもらっているということだと思うので。

一方で、まだなかなか公共施設のほうは、毎回出てくる今日、議題にないですけど、公共施設ガイドライン（案）みたいな話も今までありましたけど、あの辺が整備されてくることによって、もうちょっと例えば道路さんとか、いろんなことが出てきた、まさに本当、ケーススタディ、これみたいな話もあり得ると思うんですけど、そういう案件が出てきたときに、今までの橋梁以外でもアドバイザー会議をかけながら、うまくやっていくみたいな、この手もあるんじゃないかという、ご指摘だと思うんで、多分なかなかまだ浸透していないと思いますので、向こう側から上がってこない、という状況だと思うんですけど、今後、その辺をむしろ決定していきながら、アドバイザー会議があるんで迷ったらぜひかけてねというのを、どれだけ広く言っていただけるかということなんじゃないかというふうに思いますので、その辺り引き続き、ぜひエリアの構築のほうでも少しできるような形をとっていけるといいんじゃないかということだと思います。ありがとうございます。

喜多河委員、よろしくお願ひします。

喜多河委員 すみません、ちょっとお伺ひしたいんですけど、この景観のイメージでアドバイザー委員会とか出てくると思うんですけども、事前にできたときに、例えば今、脱炭素社会に向けた取組なんかも含めて、一応、指導はされているんでしょうか。

例えば、太陽光発電とか、そういう工事を、公共施設ですね、そういうのにはちょっと景観から外れるかもしれませんが。

浅野幹事 まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

ある一定規模以上のものにつきましては、大田区開発指導要綱に規定がございます。その中で、太陽光発電などの設置に努めることを求めています。そのようなところ記載しております。例えば学校ですと、学校改築の仕様標準がありまして、その中で太陽光パネルの設置などについても記載しております。

今、委員がお話された脱炭素やカーボンニュートラルについて、

昨今の社会情勢の中でかなり求められていると認識しております。

このような部分を含め、公共施設で何が必要かというところも区全体でしっかり受け止め、考えていきたいと思っております。

ご意見ありがとうございます。

喜多河委員 分かりました。

あと、今ある東京都なんかで進めたヒートアイランド、それでは学校なんかのほうがビルの屋上を緑化してやっていますよね。そういった取組も小学校にも積極的に取り入れてもらえばいいかなと思います。

浅野幹事 ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

お時間、そろそろ来ておりますが、じゃあ、大澤副会長、よろしくお願いします。

大澤副会長 大澤です。2点あります。

一つ目が、先ほどアドバイザー会議、もう少し公共施設の整備に当たっても活用していったらどうかという話がありましたけれども、何か最低限、例えば景観重要公共施設に位置づけられているものについては、その整備改編などに当たって、アドバイザー会議に必要であればかけるであるとか、何かそういうところから始めてもいいのかなという気はしました。それがまず1点です。

2点目が、景観計画の運用とアドバイザー会議の実施について、資料3-1と3-2の話なんですけれども、先ほどこうした結果の分析をもう少ししてはどうかという話があったんですけれども、今年、景観計画ができてちょうど10年なんですよね。

ですので、もうそろそろ景観計画の見直しに向けた評価、検証などを行ってもいいのかなと思っていまして、もちろん重点地区であるとか、景観賞もあったりであるとか、非常にやるべきことはたくさんある中で、どこまでできるかは難しいとは思いますが。

実際、景観計画の160ページのほうを見ると、実効性の高い景観計画への改定とそのためのフィードバックの仕組みづくりということで、PDCAサイクルのことも書かれております。

ということもあり、検証、評価についてどこまでできるかという

話と、少なくとも景観アドバイザーにかかった案件についての分析などは、過去10年間、行ってもいいのかな。

そこで出てきた、もしかしたら景観計画に反映できることもあるかもしれないし、ガイドラインのほうに反映させるということもあるかもしれないし、少なくとも10年たちましたので、何らかの見直しに着手していただきたいなというのが私の意見です。

野原会長 ありがとうございます。

浅野幹事 今までの分をしっかりと積み重ねながら、データ集積していきながら、今後に繋げていかなければならないと認識しております。

景観計画が10年経過したというのは、私どももしっかり受け止めておりまして、この中身についてもスパイラルアップするために本日のご意見を受け止め、今後更なる検討を進めてまいります。ご意見ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

そろそろお時間も来ているので、まとめたいと思うのですが、今のご意見も含めて、景観審議会は日本全国やられていますけど、何か二つタイプがありまして、一つは、まさに審議会の場でこのアドバイザー会議にかかるような案件のチェックするみたいな結構タイプの景観審議会というのもあるんですね。民間のまさに大きく出てきた開発とかを。どのような形でまさに景観マネジメントしていくかみたいなやるタイプと。

それは、まさに景観アドバイザーに任せて、ここまでは案件は直接あまり表に出てこないで、基本的には運用そのものに関するご意見をいただくということになっています。だからこそ景観アドバイザー制度というのが凄く重要な役割を多分果たした景観まちづくりシステムに多分なっていると思うんですね。

本当にご助力をいただいでいて、だからほぼ月2回ぐらい、フル稼働で働いてやっていると思うので、その結果がどうだったかというのが、我々のところにあんまり分からないというのが、毎年、課題になっています。ですので、ぜひ大澤副会長からお話があった具体的に、それぞれの案件に対して何がビフォアでアフターなのかとか、できなかったことというの、結構知見になるわけです。

今後こういう案件が出てきたときにはこういうふうによればいいとか、同じような知見が検証できるなど、より次につながるような在り方になって、それ自身が価値というか、非常に重要な情報だということだというふうに思いますので、ぜひどのタイミングでやるかというのはあるかとは思いますが、まさに今までのアドバイザー会議の結果がどうだったのかということ振り返りというのをぜひやっていただきたいというのが。私もそう思いました。

場合によっては、だからアドバイザーの方にも景観審議会に出させていただいて、どうだったかというご意見を直でお話しただければ我々も、こういうことがあったのかとか、そういうことが理解できる機会ももしあったらいいのかなというふうに思いますので、その辺りをまた今後、検討いただければというふうに思います。

浅野幹事 ありがとうございます。

野原会長 ということで、一応、基本的にはご報告ということですので、もしよろしければ、この形で今日、またいろいろご意見が出ましたので、そこを踏まえてより洗練化されたアドバイザー制度にさせていただければというふうに思います。

では、よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

続きまして、報告事項3件目になります。令和5年度景観まちづくり賞についてということで、こちら、事務局からご説明よろしくお願いたします。

事務局 令和5年度景観まちづくり賞について、ご説明させていただきます。

右上に、当日資料、資料5と記載のあるA4縦の「第4回大田区景観まちづくり賞の実施について」と記載のある資料をご覧ください。

大田区景観まちづくり賞は、景観まちづくりへの関心を高め、大田区らしい魅力あふれる景観形成をさらに推進することを目的として、平成27年、29年度、令和元年度の計3回開催しております。

地域の個性が感じられる、あるいは魅力的な景観形成に貢献している建築物や街並みを対象とする街並み景観部門と区民・団体・事

業者等が取り組む、魅力的な景観形成に貢献している活動を表彰対象とする景観づくり活動部門の2部門を対象として行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、第3回から開催が遠のいてしまっておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みまして、このたび令和5年度から6年度にかけまして、第4回を開催したいと考えております。

資料5、一番下の2の(1)実施スケジュールをご覧ください。令和5年5月頃にまちづくり賞専門部会を開催しまして、6月から9月まで募集期間を設ける予定でございます。なお、今回の景観まちづくり賞からは、これまでの2部門、街並み景観部門と景観づくり活動部門に加えまして、みどり部門の新設も予定してございます。

みどり部門につきましては、大田区みどりの基本計画グリーンプランおおたの改定に基づきまして、まちの景観を構成する樹木などのみどり景観もあわせて、今後内容の検討を進める予定でございます。次回の景観まちづくり賞専門部会でご議論いただければと、今、考えているところでございます。

募集期間終了後、令和5年10月に開催予定の第16回大田区景観審議会で募集状況の報告、その後、一次審査、二次審査を経まして、令和6年2月の第17回大田区景観審議会で受賞決定の諮問を行っていく予定でございます。

そして、令和6年2月に受賞決定を行った後、表彰・周知につきましては、令和6年度に実施する予定でございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。実施体制でございます。

大田区景観まちづくり賞の開催に当たりまして、大田区景観審議会に「景観まちづくり賞専門部会」を設置しまして、景観まちづくり賞の実施に係る検討及び審査を行ってまいります。

最後に、資料5の2ページ目、3でございます。第1回から第3回大田区景観まちづくり賞における課題等をご覧ください。過去3回実施した景観まちづくり賞における課題を整理いたしました。

事務局としましては、特に応募数の減少、中でも場所の特定や個人情報を知られたくないというような理由から、自薦応募の減少は

喫緊の課題であると捉えてございます。

一方で、景観まちづくり賞実施のメリットは大きく二つあると考えてございます。一つ目は、区民や事業者に対して区の景観まちづくりを広く啓発できるという点。二つ目は、受賞者の方からも喜びの声をいただき、区の景観について関心を持って取り組んでいただけるということでございます。

令和5年、6年度にかけて実施予定である第4回景観まちづくり賞においては、これまでの課題を解決するとともに、このようなメリットを全面的に押し出していきたいと考えてございます。

そのために、まず令和5年5月開催予定の景観まちづくり賞専門部会において、第4回景観まちづくり賞のキックオフ会議を行いまして、課題等の振り返りを行いたいと考えております。

報告事項3の説明は、以上でございます。

野原会長 ありがとうございます。

ということで、景観まちづくり賞、1回お休みというわけじゃないんですけど、4年経まして第4回を進めていきたいということでした。

では、こちらに関してもご質問、ご意見がございましたら頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

加藤委員、よろしく願いします。

加藤委員 過去3回、景観まちづくり賞というのは実施してきたんですけども、今、ご説明にあった二つのメリットというか、区民に啓発ができたときとおっしゃったんですけども、私、3回関わってきて、区民がどれほど大賞という、景観まちづくり賞というのは知っているかというのは、すごくやっぱり疑問です。

というのは、やはりせっかく3回やっても、何かそれで以降の活動につながっていないというところがあって、やはりイメージとして、今まで3回受賞したやつを大田区のマップとして作って、それをまち歩きルートにするとかいう形で、観光協会とか、ああいうまち巡りをする団体はかなりあるんですけども、そういうところとジョイントしながらそういう景観大賞の出たところのルートなり、場所はちゃんと明記して、やっぱりそういう、以前、観光協会

の事務局長されていた事務局長さんが、まち歩きをここの大賞を受けたところを中心に歩くことを考えますということでおっしゃっていたんですけども、それが実施されなかったというところがあるんですけども、やはり実際に現地へ行って、それでここがどう評価されたかというのをやっぱり普及させるというのが必要だと思うんですよ。

だから、言いたいのは一つ、せっかく3回やったんで、それを1枚のマップに落とし込んで、まち歩きができるような形にするというのが、マップを作るというのが一つで。

二つ目が、やはりそれを案内するというか、それを活用して、区民の人に知ってもらうというのがすごく重要じゃないかなというふうに思います。

2点目が、もう少し区から直接区民に呼びかける、そのルートも必要なんですけども、もう少し地域というのを重点的に出張所の中から、出張所の出張所で、まち歩きマップとか、地図を作っていますので、そこにジョイントして入れ込んでもらうとか、出張所が作っているマップに入れてもらうとか、あとはせっかく今回されるのであれば、出張所から自分たちの地域の推しのところはどこだというのを住民の人と、町会か何か分からないですけど巻き込んで、出張所から何件か出してもらおうとかいう形で、もう少し地域ごとにある程度、何か集まるような仕組みをつくるとか、あとは観光協会の団体とかというところに、まち歩きしている中で勧めるところがあるのかということで、各活動団体にこういう大賞をやるよということのアナウンスするということでしないと、せっかくやってもなかなか区民のほうには浸透しないんじゃないかなというふうに、過去3回を見ていて思いました。

以上です。

野原会長 いかがでしょうか。

浅野幹事 まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

貴重なご意見ありがとうございます。今、加藤委員がお話しされた内容につきましては、今回のグリーンプランの冊子の観音開きを開いていただきますと、今回のグリーンプランの大田区の将来像が

載っております。その中に、景観形成について記載をしております、例えば開いていただくと右側に、多様なみどりが広がる、世界に向けた「おもてなしのまち」、このみどりの4つの役割の景観形成、こちらに観光スポットの創出等々、記載をさせていただいております。

こちらにつきましては、手前ども、まちづくり推進部のまちづくり計画調整担当のみどりの担当がございまして、そちらのほうは今後、各部局と調整していくことになろうかと思っております。

また、こちらの大田区景観まちづくり賞につきましては、本日、冊子を皆様に改めてお配りしております。これにつきましては、過去3回実施してきまして、委員のご意見もございまして、一方では、このまちづくり賞についてしっかり取り組んできた経緯がございまして。

例えば、11ページをご覧いただきたいのですが、この中で、六郷用水の復元水路という、表彰された件がございまして。こうしたところも、これで終わらせることなく、例えば表彰理由の中に、市民団体やガイドツアー等々の記載もございまして。こういったところも掘り下げていきながら、この景観まちづくり賞でも、今後、より区民の方がどう興味を持ってもらえるかというところは、もう少し検討していかなければいけないかなというふうに事務局では考えているところでございまして。

野原会長 ありがとうございます。

いずれにしても、せっかくやっている取組なので、ぜひ区民にいろいろ周知いただいて案を進めてほしいということだと思いますので、まだいろいろやる余地はあるかなと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかいかがでしょうか。

杉山委員、よろしくお願ひします。

杉山委員 杉山でございまして。

今、加藤委員がおっしゃったようなこととか、私もほかのところでの景観まちづくり賞みたいな感じのことでは、テーマの水辺の景観とか、街並みとか、そういうことをしているんですけども、

逆に大田区さんのこれをやってみて、例えば水辺というのは、ほかにはない水辺がいっぱい出てきているんですよ、ほかの地域よりも。

何か、まとめ直してマップを作ったというご意見があったけど、やっぱりそういったときに、こんなに面白い地形とバランスのある水辺、もちろん多摩川と港湾地区とがね、そっちも含めてですけど、眺望的なものとか、生活圏の中の水辺とか、水辺と言ったり、例えばこの前、取った高架というのがありますよね、高架下というので、あれも高架下の店舗設計とか、使い方としてはよその区よりいいかなというの思ったりしているんですね。

そうすると、高架下をこんな工夫していますよみたいに、これに宣伝文句というか、キャッチフレーズというか、つけて斜面地の住宅とか、それから住宅街がこれだけ個人の住宅が出てくるところは、実はそうそうないんですよ。幾ら有名建築家と言いつつもね。

これもやっぱり高級住宅街のある大田区なんだなというのは、いいんですか、私、知らなかったのでびっくりして、使っているところという地帯とか大きな大型道路といいますか、そっちのほうに、水辺はもちろん知っていましたが、そういうので言うと、すごく大田区らしい時代、伝統、生活、そして自然の豊かさみたいなのがすごく出ているのが、実はこれ全部含まれているんだけど、こうやってね、淡々と写真が出るので、そういうのはうまく伝わっていないかもしれないですね。

そういう分類の整理の仕方なんかも変えてホームページにアップするとか、いろんなやり方がまだまだあると思うので、加藤さんがおっしゃるように、やっぱりうまく伝えるという、それも含めてお考えいただけるといいんじゃないかなというふうに思ったりいたします。

工夫と元々の地形のよさというのでは、群を抜いていると、ちょっと大田区さんはもっと自信を持って自慢していいかなと思っております。

浅野幹事 ありがとうございます。貴重なご意見、賜りました。

このまちづくり賞は、そもそも大田区らしい魅力あふれる景観形

成をどう伝えていくかというところから始まったところでございます。

こういった今日のご意見も、ぜひ次回の協議会の場でまたご議論させていただいて、区民の方はより大田区の魅力を感じていただけるように、進めていければいいなと思っております。

引き続き、お力添えいただければと存じます。

西山幹事 今、担当課長が言ったような形で進めていきたいと思っております。

私、当初、景観計画をつくったときに担当課長をやっております、確かに計画策定から10年たつということで、改めて景観計画を見直していますと、景観資源など、大田区の坂道ですとか、文化財ですとか、様々なものを位置づけています。

こうしたものは、景観計画の特徴の一つですが、なかなか区民の方に知れ渡っていないということもあり、この中には景観まちづくり賞になるような特徴的な景観もあるかと思っておりますので、もう少し区民への情報発信の方法も含め、工夫をしていく必要があると思っております。

また一方で、はねびょん健康ポイント事業ということで、アプリを使ってまち歩きできるような仕掛けも健康政策部で、区民の健康づくりのためにやっていますので、連携しながらやるとか、区民の方がもっと景観に目を向けてもらえるしかけ、例えば大田区の坂道を全部歩いたら、景観マイスターになるだとか、関心を持ってもらえるヒントをいただいたと思っておりますので、まちづくり賞ともに、仕掛けも考えていきたいと思っております。

野原会長 ありがとうございます。

景観まちづくり賞も一つの手段でもありまして、まさに景観まちづくりそのものをちゃんとやっぱり区民にご理解いただいているのは、認知というか、浸透をやっぱりさせていくというのは、まだまだ課題というか、これからまだ重要だなということで、それはいろんな柔らかいものからいろんな多分やり方があると思うんで、ぜひどうやったらいろいろ景観のことが分かってもらえるかというのは、ぜひやっていただきたいなと思っております。

実は、コロナを1回挟んだので、お休みがあるんで、次、どうな

るか分からないんですけど、この3回の傾向を見ていますと、やっぱり応募件数は減ってしまっていて、なのでこの1回分でお休み分がどうなってくるか分からないところもあるんですけど、だから大体、最初のほうにいっぱい応募もしちゃったみたいなどころもありまして、復活も含めてどうしていくかとか、そういうのも含めていろいろご検討いただきたいなというふうに思いますので、その辺もよろしくをお願いします。

緑もすごく重要で大事なんですけど、ちょっと部門を増やすと件数が減る可能性がありまして、結構、活動部門とかも実態を見ますと、緑の活動を結構評価していることも、結構多いんですね。

何かそういうのもあるので、どういう形がよりよいかというのは、ぜひまちづくり賞のほうの部会のほうで1回揉んでいただいて、次の在り方は検討していただくのがいいのかなというふうには思いますけれど、いずれにしても、ぜひ区民の皆様にもいろいろ認知していただけるような、懐の広い在り方というのは検討していくというのは大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局、お願いします。

浅野幹事 ありがとうございます。今のご意見を踏まえて、もう一度整理いたします。また、次回、皆様のほうにお諮りできればなと思っております。引き続き、よろしくお願いいたします。

野原会長 以前も、ツアーとうまくセットにすることで、何かツアーしてぐるっと回ったら最後に皇居を入れるみたいな、もう何かしちゃってとか、そういう意見もありましたし、確かに自薦がちょっと少ないというのは、結構困るというか、実際やってみると、他薦でいいのが選ばれるんですけど、賞を受賞していただくこうとすると、いや、要りませんと言われることもあるというか、そういうこともあり得るので、やっぱり自分がいいねと思って、自薦が増えるというのは結構大事だったりしまして、もちろんそれだけじゃ足りないんで、たくさんしていただくんですけど、何か自薦も増やせるように、そういうふうにはやっぱり景観まちづくり賞を選ばれると、うれしいねという形をどうやって認知してもらえるかということなのかなと思いますので、ぜひ大変だと思いますけど、引き続きよろしくお

願いたいと思います。

いずれにしましても、第4回やるぞということですのでということだ
と思いますので、もう私、まちづくり賞の表彰部会の部会を引退し
たんですけど、ぜひ大澤副会長を中心に願いたいと思いますの
で、よろしくお願いします。

では、こちらの内容は以上ということですのでよろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして、案件報告1から3は、全てこれで終了
というふうになります。皆様のご協力のもと、円滑に会議ができた
しました。どうもありがとうございます。

では、全体を通じて、何かご質問等ございますでしょうか。

委員の皆様からよろしいでしょうか。

では、事務局からですかね。一応、これで議事としてはこれで以
上ということにさせていただきたいと思います。

では、事務局のほうから、ご連絡、よろしくお願いいたします。

浅野幹事 本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとう
ございました。

委員の皆様からいただいたご意見につきましては、今後の景観施
策の推進、検討に生かしてまいります。

これをもちまして、第15回景観審議会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

最後に、担当から事務連絡がございます。

事務局 すみません、時間も限られてございます。

次回の景観審議会のご連絡でございます。現在のところ、令和5
年10月頃、開催を予定してございます。詳細が決まりましたら、改
めてご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

あと、本日、区役所駐車場ですとか、駐輪場をご利用の方がおら
れましたら、無料券等をお渡しいたしますので、事務局までお知ら
せいただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、終了でございます。

長時間、ご審議ありがとうございました。

午後 5 時 03 分閉会